あおもり生業づくり復興特区制度のご案内

東日本大震災復興特別区域法に基づき、青森県と関係市町が共同申請を行った、「あおもり生業づくり復興特区」が、平成24年3月2日に認定を受けたことに伴い、八戸市内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う又は設備投資を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置等を受けられることとなりました。

１．対象事業者

特定の復興産業集積区域内において、特定業種に該当する事業を営む法人又は個人事業者で、新たな設備投資や被災者の雇用を維持した事業者。

(※)復興産業集積区域及び特定業種は別紙参照

２．税制上の特例措置

（いずれも、平成28年3月末までに、設備投資（法38条を除く）及び指定を受けることが必要となります。）

【国税】法人税（◎：既存立地企業及び新規立地企業に適用可能、○：新規立地新設企業のみ適用可能。）

いずれかを選択適用

◎ 特別償却／税額控除（法37条）

機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除できます。

特別償却	～26年3月末	～28年3月末
機械装置	即時償却	50%
建物・構築物	25%	

選択適用 ↔

税額控除	～26年3月末	～28年3月末
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

(※)上記税額控除は、法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。

◎法人税特別控除（法38条）

被災した雇用者に対する給与等支給額の10%を税額控除できます。（指定日から5年間）

(※)上記税額控除は、法人税額の20%が限度。

○ 新規立地促進税制（法40条）

復興産業集積区域内に新設された法人が、特定業種の事業を営む場合、指定後5年間無税になります。

新法人の再投資等準備金積立額の損金算入（指定5年後、所得金額限度）
＋
再投資した場合の即時償却（再投資等準備金残高を限度）

(※)その他、投資・雇用等の要件があります。10年経過後は毎年度準備金残高の1/10を益金に算入。

◎ 研究開発税制（法39条）

開発用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。

研究用資産について即時償却
＋
開発研究用資産の即時償却した減価償却の12%を税額控除(通常8～10%)

(※)上記3種の選択適用の特例と併せて適用可能。

【地方税】（法４３条）上記国税の特例のうち、**特別償却／税額控除、新規立地促進税制**若しくは**研究開発税制**のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限り、下記の地方税の課税免除又は不均一課税を受けられるよう準備中です。

〈県税〉 法人事業税 ／ 不動産取得税

〈市税〉 固定資産税

３．規制の緩和措置

水産加工団地、臨海工業地帯（一部を除く）、桔梗野工業団地、南郷区において工場立地に係る緑地面積率等を緩和します。

４．手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書及び指定事業者事業実施計画書を提出し、八戸市から指定を受ける必要があります。その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

５．問い合せ先・申請窓口

八戸市　商工労働部　商工政策課　商工振興グループ
TEL：0178−43−2111（内線204、205）　　FAX：０１７８−４３−２２５６
e-mail：shoko@city.hachinohe.aomori.jp